

答 申 情 第 9 9 号
平成 30 年 12 月 18 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 30 年 1 月 5 日付け児福第 277 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

知的障害の判定に係る社会診断・心理診断の項目が記載されている文書等の不存在による非公開決定事案（諮問第 155 号）

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定のうち、「知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断の項目」に関する文書に係る原決定は取り消し、改めて対象文書を特定したうえ決定をすべきであり、その余の判断は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年11月1日に、当庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「精神薄弱者判定要領（厚生省昭和39年）」（以下「本件請求1」という。）及び「知的障害の判定に係る社会診断の項目、手続が記載されている文書、知的障害の判定に係る心理診断の項目、手續が記載されている文書」（以下「本件請求2」という。また、本件請求1及び本件請求2をまとめて「本件請求」という。）の公開を請求した。
- (2) 諒問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。また、本件請求1に対する処分を「本件処分1」、本件請求2に対する処分（「手續」に係る部分は除く。）を「本件処分2」という。）をし、平成29年11月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

○ 精神薄弱者判定要領が、現状で厚生省（現厚生労働省）が示した判定基準であることは知見しています。

しかしながら、①表題も法律の変更（精神薄弱者→知的障害者）に併せた変更がされていないこと、②2000年4月施行の地方自治法改正により、療育手帳発行業務が自治体独自の業務になっていることから、現在は使用することができないため、保有していません。

なお、知的障害者の判定基準の法制化については、本市も国に対して要望しているところですが、実現していない状況です。

○ 知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断の項目については、一般で標準化されて方法・項目を記載した書籍等も販売されている検査方法を採用しているため、本市独自資料を作成及び配布をしていないため、保有していません。

- (3) 審査請求人は、平成29年12月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 質問庁の主張

不存在による非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、質問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1について

審査請求人が求めている文書は、「精神薄弱者判定要領（厚生省昭和39年）」である。これは、厚生省（当時）が昭和39年に発出した通知文書であって、知的障害者の定義に関する法の整備がなされていなかった中で、国として、知的障害者の一般的な判定手法の概要を記載した文書であることが認められる。

イ 本件請求2について

審査請求人が求めている文書は知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断の項目等が記載されている文書であって、これは、当課で実施している発達検査についての評価項目や基準が記載された文書であることが認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 本件請求1について

「精神薄弱者判定要領（厚生省昭和39年）」は、知的障害者の定義に関する法の整備がなされていなかった中で、判定業務の概要を示したものにすぎず、当該通知を参考に各自治体がそれぞれ、独自に判定を行ってきた経過があり、そのことが、平成12年施行の地方自治法改正により自治体独自の業務として明確に位置づけられた。また、当該通知に記載されている「精神薄弱者」という表現は、法律（知的障害者福祉法）上、平成11年4月から「知的障害者」に変更されているにもかかわらず、当該通知は変更されておらず、通知内容も現状に則さないものとなっている。

これらのことから、当庁では当該通知は既に活用しておらず、保有もしていない。

イ 本件請求2について

知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断に当たっては、新版K式やWISCの手法に基づき実施しており、いずれの手法も、当該手法を開発・標準化した事業者（新版K式：京都国際社会福祉センター、WISC：日本文化科学社）から、手法を記載した書籍や検査用紙を購入して実施しており、本市独自に作成していないことから上記4(1)イに係る公文書は保有していない。

なお、当該書籍等は、一般に市販されているものであって、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」は、一般に容易に入手、閲覧が可能なものであることから、条例上、公開請求の対象となる公文書の定義から除かれるため、当該書籍等は本件請求2に係る文書として特定していない。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を管理している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が、本件請求時に審査請求人から確認したところによると、審査請求人は児童福祉センターを指定して本件請求を行っているとのことである。児童福祉センターにおいて、知的障害の判定を所管する部署が発達相談課であるところ、本件請求1に係る文書は、発達相談課が保有する「精神薄弱者判定要領（厚生省昭和39年）」（以下「厚生省通知」という。）であると認められる。

イ 本件請求2に係る文書について

(ア) 審査請求人は、公文書公開請求書において、「知的障害の判定に係る社会診断の項目、手続きが記載されている文書」「知的障害の判定に係る心理診断の項目、手続きが記載されている文書」と記載している。

(イ) 本件請求2のうち、知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断の手続きが記載されている文書について、諮問庁は「発達相談の流れ」を文書特定したうえで、公開決定を行っており、当該決定に対する審査請求はなされていない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に加えて、6(1)アのとおり、本件請求時に審査請求人から確認した

内容を踏まえると、審査請求人が求めている文書は、児童福祉センターの発達相談課で実施されている知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断について、その項目が記載された文書であると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件処分1について

- (ア) 諮問庁の厚生省通知に係る説明を要約すると次のとおりである。

厚生省通知は、知的障害者の定義に関する法の整備がなされていなかった中で、当時の厚生省が当該判定業務の概要を示したものにすぎない。いわゆる判定基準は示されていない。

厚生省通知に記載されている「精神薄弱者」という表現は、知的障害者福祉法上、平成11年4月から「知的障害者」に変更されているにもかかわらず、当該通知は変更されておらず、通知内容も現状に則さないものとなっている。

判定に関しては、平成12年施行の地方自治法改正により自治体独自の業務として明確に位置付けられたことから、現在は使用することができないため保有していない。

(イ) そこで当審査会は、諮問庁に対して、実際に諮問庁が行っている判定手法について確認したところ、事業者が開発した新版K式発達検査やWISC式知能検査により実施しているとのことであった。

(ウ) また、当審査会が事務局をして、厚生省通知について調査させたところ、昭和39年に厚生省社会局更生課から出されていることは確認できたものの、現在の厚生労働省のホームページを探索する中では、当該通知に関するものを確認することができなかった。

(エ) 諮問庁から厚生省通知の廃棄時期を確認することはできなかったものの、上記の状況を踏まえれば、諮問庁が昭和39年当時、厚生省通知を取得しているとして、判定業務に関して自治体独自の業務として位置付けられた平成12年以降に廃棄されているものと推認され、諮問庁が本件請求1に係る文書を不存在として非公開としたことは不合理であるとまでは言えない。

イ 本件処分2について

(ア) 審査請求人が求める文書は、6(1)イで確認したとおり、児童福祉センターの発達相談課で実施されている知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断について、その項目が記載された文書である。

(イ) これに対し諮問庁は、「知的障害の判定に係る社会診断及び心理診断に当たっては、新版K式やW I S Cの手法に基づき実施しており、いずれの手法も、当該手法を開発・標準化した事業者から、手法を記載した書籍や検査用紙を購入して実施しており、本市独自に作成していない」との理由で不存在による非公開決定を行っている。

なお、諮問庁は、当該書籍及び検査用紙に関して、一般に市販されているものであって、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」は、一般に容易に入手、閲覧が可能なものであることから、条例上、公開請求の対象となる公文書の定義から除かれるため、本件請求2に係る文書として当該書籍等を特定していないとのことであった。

(ウ) そこで、当審査会は、具体的な書籍名や検査用紙の購入について、諮問庁に確認したところ、使用している書籍は、「新版K式発達検査法2001年版 標準化資料と実施法（発行元 株式会社ナカニシヤ出版）」及び「日本版W I S C－IVによる発達障害のアセスメント（発行元 日本国文化科学社）」であり、また、検査用紙の購入に当たっては資格が必要というものではないとのことであった。

(エ) 条例第2条第2号ただし書きによると、公開請求の対象とならないものとして「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と規定している。これらは、一般に容易入手、閲覧が可能なものであることから、公開請求の対象となる公文書の定義から除くこととしているものである。

(オ) 上記(ウ)の書籍は、確かに購入者の資格や購入時の条件等ではなく、誰でも自由に購入することが可能であるが、検査用紙について事務局をして調査させたところ、その購入は保健医療、福祉、教育等の専門機関に限られていることが判明した。

(カ) よって、検査用紙は不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものとは認められず、条例第2条第2号ただし書き部分に該当しないため、本件処分2を取り消し、改めて対象文書を特定したうえで決定をすべきである。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

平成30年 1月 5日 諒問
2月 2日 諒問庁からの弁明書の提出
9月 26日 諒問庁の職員の口頭理由説明（平成30年度第6回会議）
10月 30日 審議（平成30年度第7回会議）
12月 18日 審議（平成30年度第8回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曽我部 真裕）